

販売力強化支援事業費補助金（ECサイト開設支援）

一関市では、本市の物産品等を取扱う中小企業者等が、新型コロナウイルスの感染症対策のための営業手段として、新たにインターネットを活用した販路開拓・拡大を目指す取り組みに対し支援します。

1. 補助金を申請できる方

市内に店舗又は事業所を有し、本市の物産品等^{※1}を取扱う中小企業者等^{※2}

※1 本市の物産品等：市内の事業者が製造又は加工した産品や、地域特有の技術、技法により加工された産品であって、本市の魅力を発信でき、広く市民及び観光客に親しまれるもの。

※2 中小企業者等：中小企業者、個人事業主、又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち、中小企業者の範囲を満たす者

2. 補助金の対象となる事業

①新たにECサイトを開設する経費

（ECページ制作費用、商品紹介ページ制作費用など）

②ECショッピングモール（楽天市場・ヤフーショッピング・Amazon等）

への出店・出品に係る経費

（登録料、商品紹介ページ制作費用、月額料金など）

※交付決定日から令和4年2月28日までに補助対象経費の支払いを完了する必要があります。

3. 補助額

ECの導入等に係る経費の1/2以内（上限額40万円）

4. 申請期間

令和3年6月1日（火）から12月28日（火）まで

（予算額に達し次第終了）

※補助金の交付決定前に着手（発注や契約等）した事業は、補助対象外です。

5. 補助金の申請手続き

[申請書類]

- ①販売力強化支援事業費補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③法人の現在事項全部証明書
個人事業主は本人確認書類
- ④市税の納税証明書
- ⑤経費の積算根拠を確認できる書類の写し（見積書等）

[申請方法]

原則郵送での提出

- ・封筒の表面に「ECサイト開設補助金申請書在中」と朱書きしてください。
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市役所（支所）の窓口へ直接持参することはご遠慮願います。

[郵送先]

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

6. その他

この補助金は、所得税法上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他収入になります。

所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。

【お問い合わせ先】

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話：(0191) 21-8730（ダイヤルイン）